

M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目 4 番 11 号
Tel. 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
http://www.mssa.jp



令和6年12月18日

宮城県警備業協会 加盟会員の皆様へ

「宮城県飲酒運転根絶条例」の改正について（お知らせ）

令和6年12月に宮城県飲酒運転根絶に関する条例が改正され、**自転車**もこの条例の対象となりました。

宮城県飲酒運転根絶に関する条例は、平成20年1月1日に悪質で危険な犯罪行為である飲酒運転を根絶するため制定されました。

宮城県警備業協会は、飲酒運転の危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さを県民一人ひとりが理解し、宮城県から飲酒運転を根絶するため宮城県に協力してこれからも活動してまいります。

ひとりひとりが交通ルールを守れば、飲酒運転はなくなります。

宮城県警備業協会は
第31回セーフティ123キャンペーン
特別協賛団体です。

第31回セーフティ123 キャンペーン協賛企業・団体

- ・本キャンペーンの趣旨を理解いただき、多くの企業・団体に協賛いただいています。
- ・協賛金や企業等からの提供品は、無事故無違反達成チームへの賞品に活用しております。
- ・第30回から協賛金50万円以上は、特別協賛企業・団体とさせていただきます。

特別協賛

- 株式会社阿部電工
- 自動車安全運転センター宮城県事務所
- 全国共済農業協同組合連合会宮城県本部
- 一般社団法人日本損害保険協会東北支部
- 日本メックス株式会社東北支店
- ネットヨタ仙台株式会社
- 宮城県軽自動車協会
- 一般社団法人宮城県警備業協会
- 一般社団法人宮城県交通安全協会
- 一般社団法人宮城県自動車会議所
- 一般社団法人宮城県自動車整備振興会
- 一般社団法人宮城県自動車販売店協会
- 宮城県中古自動車販売商工組合
- 公益社団法人宮城県トラック協会
- 社の都信用金庫

(五十音順)

一般社団法人宮城県警備業協会
専務理事 高橋 直嗣

厳罰 飲酒運転は凶悪な犯罪です

酒酔い運転

飲酒量にかかわらず、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で車両等(自動車、原動機付自転車、自転車など)を運転すること。

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

違反点数 35点 ▶ 免許取消

酒気帯び運転

アルコール濃度が呼気1リットル中に0.15mg以上で車両等を運転すること。

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

違反点数 13点(12点以上) ▶ 免許停止
25点(20点以上) ▶ 免許取消

運転者だけじゃない!

車両提供者	酒類提供者	飲酒運転車両への同乗者
酒類を呼びつけて飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供することは、飲酒運転を助長する行為の中でも特に悪質な違法行為に当たり、飲酒運転をした運転者と同等になります。	飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供することは、飲酒運転を助長する違法行為となります。出店対象は飲食店や酒類販売などの営業場に限らず、個人も対象となります。	運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するように乗客・乗員、飲酒運転をする車両に同乗することは、飲酒運転を助長する悪質な違法行為となります。
<ul style="list-style-type: none"> ● 運転者が酒酔い運転をした場合 罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金 ● 運転者が酒気帯び運転をした場合 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転者が酒酔い運転をした場合 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 ● 運転者が酒気帯び運転をした場合 罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転者が酒に酔っていることを知りながら、同乗した場合 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 ● 運転者が酒気を帯びていることを知りながら、同乗した場合 罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

「ハンドルキーパー運動」

今日は私がハンドルキーパーです! にご協力ください!

ハンドルキーパーとは?
自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動です。

自転車でも飲酒運転は犯罪!

宮城県飲酒運転根絶に関する条例が改正され、自転車も対象になりました。

○ 自転車においても、飲酒運転をしたり、飲酒運転をするおそれのある者に車両を貸したり、酒類を提供したりしてはいけません。

危険!

○ 自転車による飲酒運転についても、発見した場合は、警察への通報など、状況に応じた適切な措置をとるように努めましょう。

～飲酒運転 しない させない 許さない～
宮城県 地域交通政策課 ☎022-211-2438

自分の命を守る。家族の未来を守る。自転車乗るならヘルメット。

自転車利用者はヘルメットを着用するよう努めなければなりません。



詳しくは宮城県のホームページをご覧ください。